

相続税申告の手続きは？

Q 3カ月前に父が亡くなりました。遺産は居宅、株式そして預金です。相続税が課税されると思うのですがその手順を教えてください。

A 相続税申告の手続きは、ほとんどの方が初めて経験することですので、手際よくしないと、あっという間に申告期限が来てしまいます。遺産の分割も決まらないまま、相続が「争族」に国税が「酷税」になってしまうケースもよくあります。

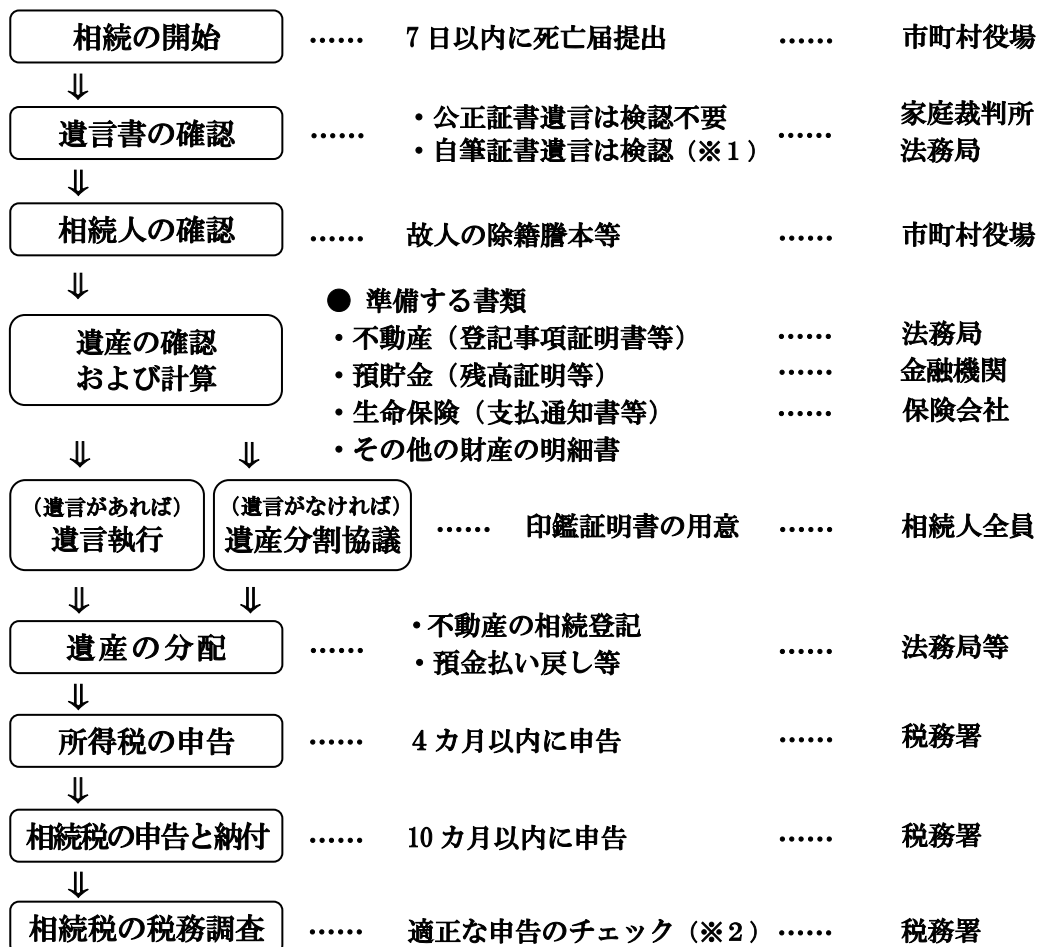
相続税の申告・納付期限

⇒

10カ月以内

相続税申告書の提出先は、亡くなった人の住所地の税務署です。そして遺産を相続などでもらった人が原則として連名で申告します。

▶ 一般的な相続の手続き



※1. 自筆証書遺言を法務局に保管している場合は検認不要（令和2年7月10日から施行）。

2. 税務調査は遺産の計上洩れ等があると思われる申告について実施される場合があります。

(ワンポイントアドバイス) 相続が争族にならないように！

※ 令和5年3月現在の税制に基づいています。今後税制改正等があった場合内容が変わります。